

研究部会運営指針

1. 研究部会設の設立

研究部会を設立したい正会員は、会員に呼び掛け（個人的に呼びかけてもよいし、呼びかける文書を事務局から会員に配信してもらってもよい）最低1名を確保した後で、理事会に対して研究部会の設立を申請します。

設立申請には、設立趣意書と名簿の提出が必要となります。名簿には代表者と他1名以上を載せる必要があります。

(1) 設立趣意書

研究部会設立申請様式にそって記入することで、設立趣意書に代えることができます。

研究部会設立申請様式 別添

(2) 名簿

名簿記載必要事項（様式任意）は、以下の通りです。

① 氏名 ② 会員番号 ③ 住所

④ 電話番号 ⑤メールアドレス

2. 設立承認後の会員参加の呼びかけ

設立が承認された場合、正式に会員に向けて、研究部会の会員募集を行います。首都圏土壤医の会の事務局からの会員に対する一斉配信で行います。

3. 第1回研究部会

研究部会会員同士が直接会って自己紹介などすることが、研究部会の運営をスムーズにします。第1回研究部会は、できるだけ多くの部会員が参加できる日に設定することがよいでしょう。

4. 研究部会会員との連絡方法

連絡方法は様々ありますが、メーリングリストを活用するとよいでしょう。

数に限りがありますが、首都圏土壤医の会のHPに付属するメーリングリストも活用できます。

5. 会議

(1) 日程調整

会議などの日程調整は、日程調整のアプリが有効です。（例 伝助）

(2) 会議の運営

研究部会会員の職業、住所は、様々であることが予測され、全員が顔をそろえて会議を行うのは容易ではなく、また、頻繁に会議を開くことも難しいと考えられます。このため、内容によっては、メーリングリストを活用し会議を開かず済ませることもよいと思います。会議を開く場合は、事前に資料を送付するなどして、貴重な時間を効率よく使いましょう。

(3) 会場

会議の場所は、使用可能なフリースペースがあれば活用を考えましょう。最近では、割安のレンタルルームを運営している大手喫茶店もあります。

6. 首都圏土壤医の会の会員以外の参加

研究部会の運営を進める上で、会員以外の参加が望ましい場合は、理事会の承認を得たのち研究部会会員とすることができます。

7. 会計の設置

研究部会規程では、研究部会でかかった経費は、研究部会で支弁することとなっております。このため、必要に応じ会計担当者設けることがよいでしょう。

8. CPDポイント

研究部会活動は、基本的にCPDポイントの対象になりますので、手続き（詳細 土壤医ネットワーク）に従い申請するとともに、結果報告の写しを首都圏土壤医の会の事務局に提出してください。